

## 第3部

# サービス提供の目標および見込み

(仮称) 第5期秋田市障がい福祉計画および  
(仮称) 第1期秋田市障がい児福祉計画

- 1 計画策定の趣旨および基本的理念
- 2 平成32年度の数値目標（成果目標）
- 3 各年度における指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み（活動指標）  
と見込量確保のための方策
- 4 地域生活支援事業の実施に関すること
- 5 施設整備の推進に関すること

## 1 計画策定の趣旨および基本的理念

「(仮称)第5期秋田市障がい福祉計画」は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、「(仮称)第1期秋田市障がい児福祉計画」は、児童福祉法の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、それぞれ国が示した基本指針を踏まえ、以下に記載する基本的な考え方に基づいて、見込量等を定めたものであり、「(仮称)第5次秋田市障がい者プラン」の基本理念である「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合い共生する社会の実現」を目指すための施策体系となる「権利の擁護の推進」、「情報提供と意思疎通支援の充実」、「地域生活支援の充実」、「自立と社会参加の促進」、「生活環境の充実」を目指す上での障害福祉サービスに関する実施計画として位置づけられるものです。

### 【秋田市障がい福祉計画および秋田市障がい児福祉計画における基本的な考え方】

- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 [継続]
- 2 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施 [継続]
- 3 入所等からの地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備 [継続]
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組 [新設]
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援 [新設]

※本計画では、必要なサービス基盤の整備を具体的に進めるように、第4期計画を継承しながら新たな考え方を加えております。

## 2 平成32年度の数値目標(成果目標)

### 1 施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者のうち、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、平成32年度末における地域生活移行者数の目標値を定めます。

#### 【国の基本指針】

平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行するとともに、これに合わせて平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。また、当該目標値の設定にあたり、平成29年度末において、障がい福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されていないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における地域生活に移行する者および施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

#### 【本市の目標】

平成28年度末時点の施設入所者数から59人(12.11%)が地域生活に移行するとともに、平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から10人(2.05%)削減することを目標とします。

#### 【目標設定の考え方】

項目	数値	説明
平成28年度末時点の入所者数(A)	487人	平成28年度末の数値です。
目標年度入所者数(B)		
平成32年度見込み	477人	平成32年度末時点の入所人員見込数です。 ※国の基本指針に基づき、現在児童福祉法の対象となっている18歳以上の継続入所者数は含んでいません。
削減見込(A)-(B)		
平成32年度【目標値】	10人(2.05%)	(仮称)第5期障がい福祉計画における目標値です。
地域生活移行者数		
平成32年度【目標値】	59人(12.11%)	平成28年度末から平成32年度末までの施設入所から地域生活へ移行する者の目標値です。

## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【国の基本指針】

住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が中心となり、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、平成32年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則として設定する。

### 【本市の目標】

平成32年度末までに協議の場の設置を目指します。

## 3 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点について、その拠点整備の目標を定めます。

### 【国の基本指針】

平成32年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

### 【本市の目標】

地域生活支援拠点等の整備については、第4期秋田市障がい福祉計画において、「平成29年度末までに市内に少なくとも一つを整備すること」を目標として整備を進めてきました。拠点等の運用については、平成30年4月から開始しますが、目標の設定については、拠点等が発揮する機能や課題等について検証を行い、協議・検討を進めることとします。

## 4 福祉施設からの一般就労への移行等

(1) 福祉施設利用者(※1)のうち、就労移行支援事業等を通じて平成32年度中に一般就労(※2)へ移行する者の人数について目標値を定めます。

### 【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

### 【本市の目標】

平成32年度中に福祉施設の利用から一般就労への移行者が、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍、39人以上となることを目標とします。

【目標設定の考え方】

項目	数値	説明
平成28年度の一般就労移行者数	26人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した方の人数です。
平成29年度の年間一般就労者数目標値	22人 (2倍)	第4期障害福祉計画策定時の目標値です。 ( )は平成24年度の一般就労移行者数(11人)からの倍率
平成29年度の年間一般就労者数実績(見込)	22人 (2倍)	平成29年度において施設を退所し、一般就労する方の実績(見込)数です。 ( )は平成24年度の一般就労移行者数(11人)からの倍率
平成32年度の年間一般就労者数【目標値】	39人 (1.5倍)	平成32年度において施設を退所し、一般就労する方の目標値です。

※1 福祉施設利用者とは、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)の利用者をいいます。

※2 一般就労とは、一般企業等に就職すること(就労継続支援(A型)および福祉工場の利用は除く)、在宅就労および自ら起業することをいいます。

(2) 就労移行支援事業の利用者数等

平成32年度における福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業の利用者について目標値を定めます。

ア 就労移行支援事業の利用者数

【国の基本指針】

就労移行支援事業の利用者については、平成32年度末における利用者が平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指すものとする。また、当該目標値の設定にあたり、平成29年度末において、障がい福祉計画で定めた数値目標が達成されていないと見込まれる場合は、平成29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定する。

【本市の目標】

平成32年度末に就労移行支援事業の利用者数が、39人以上となることを目標とします。

【目標設定の考え方】

項目	数値	説明
就労移行支援事業利用者		
平成28年度実績	17人	平成28年度末時点の実績数です
平成29年度実績(見込)	19人	平成29年度末時点の就労移行支援事業利用者の実績(見込)数です。
平成32年度【目標値】	39人	平成32年度末に就労移行支援事業所を利用する方の目標値です。

イ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

【国の基本指針】  
事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを旨とする。

【本市の目標】  
平成32年度末に就労移行支援事業所のうち、事業所ごとの就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標とします。

【目標設定の考え方】

項目	数値	説明
就労移行支援事業所		
平成28年度末実績	17%	平成28年度末時点で就労移行率30%を達成した事業所の割合です。
平成29年度実績(見込)	50%	平成29年度末時点での就労移行率が30%となる(見込)事業所の割合です。
平成32年度【目標値】	50%	平成32年度末時点での就労移行率が30%となる事業所の割合の目標値です。

(3) 就労定着支援による職場定着率  
就労定着支援事業による職場定着率の目標値を定めます。

【国の基本指針】  
各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを基本とする。

【本市の目標】  
各年度において、就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率が80%となることを目標とします。

【目標設定の考え方】

項目	数値	説明
職場定着率		
平成30年度【目標値】	—	事業開始年度です。
平成31年度【目標値】	75%	平成31年度末時点での職場定着率の目標値です。
平成32年度【目標値】	80%	平成32年度末時点での職場定着率の目標値です。

## 5 【児】障害児支援の提供体制の整備等について

(1) 障害児支援の提供体制の確保に関する成果目標を定めます。

### ア 児童発達支援センターの設置

#### 【国の基本指針】

平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

#### 【本市の目標】

本市においては、すでに児童発達支援センターがあることから、これを活用し、引き続き障がい児支援を推進し、必要なサービスの提供に努めてまいります。

### イ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

#### 【国の基本指針】

平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

#### 【本市の目標】

本市においては、すでに保育所等訪問支援のサービス提供を行っており、引き続き必要な提供量の確保に努めていきます。

(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

#### 【国の基本指針】

平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

#### 【本市の目標】

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所はすでにあります。  
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所について、平成31年度の設置を目指します。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【国の基本指針】

平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

【本市の目標】

平成30年度末までに協議の場の設置を目指します。



### 3 各年度における指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み(活動指標)と見込量確保のための方策

#### 1 訪問系サービス

##### ア 事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
居宅介護	障がい者等の自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事援助等を行います。	障害支援区分1以上（障がい児はこれに相当する心身の状態）の方 なお、身体介護を伴う通院等介助にあつては、障害支援区分2以上の方
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者で常時介護を要する方の自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事援助等を行うほか、外出時における移動中の介護を総合的に行います。	障害支援区分4以上の方で、 ア) 二肢以上に麻痺等があり、 イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定された方
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等が外出する際に、同行して移動に必要な情報を提供するとともに、その他必要な支援を行います。	視覚障がいにより、身体障害者手帳の交付を受けた方で、移動が著しく困難で、かつ国の定める基準に該当する方（身体介護を伴う場合は区分2以上）
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で常時介護を要する方に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護その他必要な援助を行います。	障害支援区分3以上の方で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（11項目）等の合計点数が10点以上の方
重度障害者等包括支援	常時介護を要する方で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺および寝たきりの状態にある方や知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方に、居宅介護その他複数の幅広い障害福祉サービスを組み合わせた包括的な支援を行います。	障害支援区分6の方で、意思疎通に著しい困難を有する方で、 ア) 重度訪問介護の対象であつて、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある方のうち人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者又は最重度知的障がい者 イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）の合計点数が10点以上の方

**イ 見込量の推計方法**

居宅介護、重度訪問介護および同行援護については、現在の各サービス利用者数に伸び率を勘案して実利用者の見込み、サービス量を算出しました。

行動援護および重度障害者等包括支援については、実施事業者がいないことから、30年度以降も見込量は0としています。

**ウ 訪問系サービスの見込み**

※29年度は見込み 上段:サービス量、下段:実人数

区 分	単位/ 月	第4期計画期間の実績値			第5期計画期間の見込み		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
居宅介護・重度訪問介護 ・同行援護・行動援護・ 重度障害者等包括支援	時間	8,584	8,855	8,795	8,865	8,935	9,006
	人	334	363	401	404	407	410

**エ サービス量確保のための方策**

訪問系サービスは、障がいのある方が身近な場所で生活する上で、必要不可欠な支援であり、地域移行を目指す上でも、今後ますます需要が増えるものと見込まれることから、不足なくサービス提供ができるよう、サービス提供事業者への的確な情報提供等により、安定したサービス供給ができる体制の整備に努めます。

なお、これまで実績のない行動援護、重度障害者等包括支援については、潜在的な利用者ニーズを把握し、サービス事業者の確保に努めます。

**2 日中活動系サービス**

**ア 事業内容および対象者**

サービス名	事業内容	対象者
生活介護	障害者支援施設等において、主として日中に入浴、排せつおよび食事等の介護を実施するとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方で、障害支援区分3以上（障害者支援施設等に入所する場合は区分4以上）の方 50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（障害者支援施設等に入所する場合は区分3以上）の方 障害者支援施設に入所する方で、障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い方のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要を認められた方

サービス名	事業内容	対象者
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者又は難病等対象者に対して、身体機能の回復等に必要な理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションや生活等に関する相談や助言等の支援を行います。(標準利用期間は18か月)	身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者又は難病等対象者で、 ア) 入所施設や病院を退所・退院した方で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方 イ) 特別支援学校を卒業した方で、地域生活を営む上で、身体機能維持・回復などの支援が必要な方
自立訓練 (生活訓練)	知的障がいや精神障がいのある方に対して、入浴、排せつおよび食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。(標準利用期間は24か月)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者や精神障がい者
就労移行支援	一般企業等への就労が可能と見込まれる65歳未満の障がい者に、訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための相談支援等を行います。(標準利用期間は24か月)	就労を希望する方で、単独では就労することが困難であるため、支援が必要な65歳未満の方
就労継続支援 (A型)	一般企業等に雇用されることが困難な方のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。	雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方
就労継続支援 (B型)	一般企業等に雇用されることが困難な方に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。	就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定の年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上や維持が期待される方
療養介護	医療と常時介護を要する方に、病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を行います。	ア) 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方で、障害支援区分が6の方 イ) 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者で、障害支援区分が5以上の方

サービス名	事業内容	対象者
短期入所 (福祉型)	自宅で介護する方の疾病その他の理由で不在の場合等、一時的に障害者支援施設等へ入所させ、入浴、排せつおよび食事の介護その他必要な支援を行います。	障害支援区分1以上（障がい児の場合は短期入所の単価区分1以上）の方
短期入所 (医療型)	自宅で介護する方の疾病その他の理由で不在の場合等、一時的に障害者支援施設等へ入所させ、入浴、排せつおよび食事の介護その他必要な支援を行います。	ア) 障害支援区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方 イ) 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している方もしくは区分5以上に該当する重症心身障がい者（障がい児の場合は重症心身障がい児）
就労定着支援 (新規)	就労の定着に向けて、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、事業所や医療機関等の関係機関との連絡調整や本人に対する指導・助言等の支援を行います。	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方

### イ 見込量の推計方法

現在の各サービス利用者数に、今後の特別支援学校卒業予定者の利用意向等も勘案しながら、新規利用者分の伸びを見込み、実利用者数を推計し、その数値に平成29年度における各サービスの月平均利用日数を乗じて見込量を算出しました。

なお、生活介護、就労継続支援（B型）については、国の基本指針に基づき、旧指定知的障害児施設に継続的に入所している18歳以上の継続入所者数は含んでいません。

### ウ 日中活動系サービスの見込み

上段：サービス量、下段：実人数

区分	単位/月	第4期計画期間の実績値			第5期計画期間の見込み		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
生活介護	人日	15,385	15,560	16,529	16,859	17,196	17,539
	人	787	804	856	873	890	907
自立訓練 (機能訓練)	人日	276	171	93	93	93	93
	人	20	19	9	9	9	9
自立訓練 (生活訓練)	人日	872	853	679	679	679	679
	人	54	55	48	48	48	48

区 分	単位/月	第4期計画期間の実績値			第5期計画期間の見込み		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
就労移行支援	人日	394	221	262	359	455	538
	人	24	17	19	26	33	39
就労継続支援A型	人日	1,358	1,845	1,919	1,919	1,919	1,919
	人	68	92	96	96	96	96
就労継続支援B型	人日	10,987	11,579	12,786	13,166	13,560	13,961
	人	640	678	726	747	769	792
療養介護	人	66	69	72	73	74	75
短期入所	人日	392	407	459	486	508	531
	人	87	88	107	113	118	123
就労定着支援 (新規)	人	-	-	-	2	2	3

### エ サービス量確保のための方策

サービス利用者のニーズを把握し、身近な場所で生活する上で希望するサービスが利用できる提供体制の整備に努めてまいります。

なお、就労移行支援および就労継続支援については、より多くの就職希望者が一般就労につながるよう、各就労支援機関と一体となった取組を進めていきます。

## 3 居住系サービス

### ア 事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。	障がい者 (ただし、身体障がい者にあつては、65歳未満の方又は65歳に到達する日の前日まで障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限る。)

サービス名	事業内容	対象者
施設入所支援	施設において、主として夜間において入浴、排せつおよび食事の介護等、その他必要な日常生活上の支援を行います。	障害支援区分4以上（50歳以上の場合は3以上）の方 生活介護を受けている方で、障害支援区分4（50歳以上の場合は区分3）より低い方、又は就労継続支援B型を受けている方で、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認められた方
自立生活援助（新規）	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方について、生活力等を補う観点から、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適切な支援を行います。	障害者支援施設やグループホームを利用していた知的障がいや精神障がいのある方で、一人暮らしを希望する方

### イ 見込量の推計方法

現在の各サービス利用者数に、今後の特別支援学校卒業予定者の利用意向等を勘案しながら、新規利用者分の伸びを考慮して見込みました。

なお、施設入所支援については、国の基本指針に基づき、旧指定知的障害児施設に継続的に入所している18歳以上の継続入所者数は含んでいません。

### ウ 居住系サービスの見込み

区分	単位/月	第4期10年間の実績値			第5期10年間の見込み		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
共同生活援助	人	217	218	229	240	250	262
施設入所支援	人	492	483	490	483	475	467
自立生活援助（新）	人	—	—	—	5	10	10

### エ サービス量確保のための方策

施設入所者等の地域生活への移行を進めるため、共同生活援助事業所（グループホーム）利用者のニーズを図りながら、必要なサービス提供量の確保に努めていきます。

また、安定したサービスの提供体制を確保するため、事業所の運営面等に対する指導や助言など、経営の安定化を支援していきます。

## 4 相談支援

### ア 事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
計画相談支援	障害福祉サービス利用者に対して、心身の状況等を総合的に勘案し、様々な種類のサービスを適切かつ計画的に利用するための計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行います。	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。	ア) 障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者 イ) 精神科病院に入院している精神障がい者
地域定着支援	居宅における単身等の障がい者を対象とした、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。	居宅において単身であるか、又は家庭の状況等により、同居している家族による緊急時の支援を受けられない方

### イ 見込量の推計方法

計画相談支援については、障害福祉サービスを利用する方すべてに対して、提供が可能となるよう、各サービスの利用者数を考慮して見込みました。

地域移行支援および地域定着支援については、入院中の精神障がい者や福祉施設入所者、更生施設退所者数を考慮して見込みました。

### ウ 相談支援の見込み

区分	単位/月	第4期計画期間実績値			第5期計画期間の見込み		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人	275	311	349	383	413	437
地域移行支援	人	0	0	0	2	5	5
地域定着支援	人	0	0	0	2	5	5

## エ サービス量確保のための方策

障害福祉サービス利用者個々のニーズにあった計画的な支援が提供可能となるよう、指定相談事業所との連携を図りながら、きめ細かな相談支援体制の充実と十分なサービス提供体制の確保に努めていきます。

## 5 【児】障がい児支援について

障がい児を対象とした支援については、児童福祉法において、通所による支援を「障害児通所支援」に、入所による支援を「障害児入所支援」に区分しております。

なお、障害児入所支援については、その実施主体が都道府県となることから、この計画には盛り込まれておりません。

### ア 障害児通所支援等の事業内容および対象児童

事業名	事業内容	対象児童
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童または精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）  ※手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童を、医療型児童発達支援センター等に通わせ、児童発達支援および治療を行います。	
放課後等デイサービス	就学している障がい児を、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。	
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児に対して、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活適応のための専門的な支援等を行います。	
居宅訪問型児童発達支援（新規）	重症心身障害児などの重度の障がい児等であって、外出することが著しく困難な場合に障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。	
障害児相談支援	障害児通所支援等を利用する障がい児に対して、心身の状況等を総合的に勘案し、様々な種類のサービスを適切かつ計画的に利用するための計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行います。	
医療的ケア児コーディネーターの配置	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築のため、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員などの配置を行います。	



※ 障害児入所支援は都道府県が実施主体となります。

## イ 見込量の推計方法

現在の各サービス利用者数に、利用意向等を勘案しながら、新規利用者分の伸びを考慮して見込みました。

また障害児相談支援については、障害児通所支援等を利用する障がい児全てに対して提供が可能となるよう、各サービスの利用者数を考慮して見込みました。

## ウ 障害児通所支援の見込み

上段：サービス量、下段：実人数

区 分	単位/月	第4期計画期間の実績値			第5期計画期間の見込み		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	人日	758	793	1,060	1,144	1,212	1,260
	人	138	137	153	165	174	180
医療型児童 発達支援	人日	50	56	65	70	70	70
	人	9	11	12	13	13	13
放課後等 デイサービス	人日	2,069	2,861	3,705	4,075	4,360	4,534
	人	204	257	314	345	369	383
保育所等訪問支援	人日	5	6	3	3	3	3
	人	5	6	3	3	3	3
居宅訪問型児童 発達支援（新規）	人日	—	—	—	0	13	13
	人	—	—	—	0	2	2
障害児相談支援	人	59	62	65	67	69	71

## エ サービス量確保のための方策

乳幼児期から学校卒業まで住み慣れた地域で一貫した支援が受けられる体制の整備と、それぞれの障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう学校や障害児通所支援事業所、障害児入所支援事業所、障害福祉サービス提供事業所など関係機関との連携により、十分なサービス提供体制の確保に努めていきます。

なお、障害児入所支援については、サービス利用者の利便性の観点からも、障害児通所支援とあわせ障害児支援として一体的な支援が必要であることから、都道府県と連携を図っていきます。

また、障害児相談支援については、障害児通所支援等の利用者個々のニーズに沿った計画的な支援が提供可能となるよう、指定障害児相談事業所と連携を図りながら、きめ細かな相談支援体制の充実と十分なサービス提供体制の確保に努めていきます。

## 4 地域生活支援事業の実施に関すること

地域生活支援事業は、障がいのある方が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、市の社会資源や利用者の状況等に応じて、柔軟に実施する事業です。

### 1 実施する事業の内容

事業名	事業内容
(1) 理解促進研修・啓発事業	障がい者等に対する理解を深めるため、広報活動、研修会等を行います。
(2) 自発的活動支援事業	障がい者福祉の増進と共生社会の実現に向け、障がい者やその家族、地或住民等からなる団体が、地或において自発的に行う活動に対して支援します。
(3) 相談支援事業	
① 障害者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用に関する援助、調整等の支援を行うとともに、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）および成年後見制度利用支援事業を行います。
② 市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業が適性かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより相談支援機能の強化を図ります。
③ 住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対して、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援します。
(4) 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者や精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ります。
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制整備に向け、事業の実施方法について、検討します。
(6) 意思疎通支援事業	
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図るために、手話通訳者および要約筆記者を派遣します。
② 手話通訳者設置事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図るために、手話通訳者を設置します。

事業名	事業内容
(7) 日常生活用具給付等事業	障がい児(者)に対し、日常生活上の便宜を図るため、以下の用具の購入費用の助成を行います。
① 介護・訓練支援用具	特殊寝台や、特殊マットなどの、障がい児(者)の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子などであって、利用者および介助者が容易に使用でき、実用性があるもの。
② 自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障がい児(者)の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
③ 在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がい児(者)の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
④ 情報・意思疎通支援用具	点字器や人工咽頭などの、障がい児(者)の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
⑤ 排泄管理支援用具	ストーマ用装具などの障がい児(者)の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がい児(者)の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
(8) 手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成講座を開催します。
(9) 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活および社会参加を促します。
(10) 地域活動支援センター	障がい者等を通わせ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与する事業を実施し、障がい者等の地域生活を支援します。
(11) 障害児等療育支援事業	在宅療育等に関する相談・各種福祉サービスの提供の援助・調整等を行い在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)の地域生活を支援します。
(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	
① 手話通訳者・要約筆記者養成 研修事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活や社会参加を図ることができるように、要約筆記者を養成します。
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成 研修事業	視覚や聴覚に障がいのある方に通訳介助員を派遣し、コミュニケーションや情報入手に関する支援並びに外出する際の移動介助を行う方を養成します。

事業名	事業内容
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活や社会参加を図ることができるように、広域的な派遣などの対応が必要となる場合に手話通訳者および要約筆記者を派遣します。
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	視覚や聴覚に障がいのある方に通訳介助員を派遣し、コミュニケーションや情報入手に関する支援ならびに外出する際の移動介助を行います。
(14) 任意事業	
① 【日常生活支援】福祉ホーム事業	住宅を求めている障がい者に、低額な料金で居室その他の設備を提供します。また、福祉ホームの運営費の一部を助成します。
② 【日常生活支援】訪問入浴サービス事業	地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居室において入浴サービスを提供します。
③ 【日常生活支援】日中一時支援事業	
ア 放課後支援型	特別支援学校に通学する小中高生が、放課後および夏休み等の長期休暇中に活動する場を確保するとともに、障がい児を持つ保護者の就労を支援します。
イ 短期入所型	障がい者等を介護している家族が一時的に介護できない場合に、障がい者等の日中における支援や活動の場を確保するため、日中の一時預かりを行います。
④ 【社会参加支援】	
ア スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障がい者スポーツの普及を図るための講習会を開催します。また、障がい者のスポーツ大会を開催します。
イ 文化芸術活動振興	障がいのある方の文化芸術活動を振興するため、制作した芸術作品が、より多くの方の目に触れるような機会を設けます。
ウ 点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者等のために、市の広報紙の点字版、音声版を発行します。

## 2 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方および量の見込み

本市では、これまで実施してきた実績や、障がいのある方のニーズ等も踏まえながら、事業内容等について検討し、身近できめ細かなサービスを行えるようさらなる体制の整備に努めていきます。

なお、第5期計画期間の事業量については、第4期計画期間の実績をもとに、事業内容に応じて、今後の利用者数の伸び等を勘案して以下のとおり見込んでいます。

第5次秋田市障がい者プラン

事業名		第4期計画期間の実績			第5期計画期間の見込み		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(3) 相談支援事業							
① 障害者相談支援事業	実施箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	基幹相談支援センター	設置の有無	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所
② 市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
③ 住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数	7人	8人	9人	9人	10人	10人
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	—	—	—	—	—	有
(6) 意思疎通支援事業							
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	288件	274件	300件	306件	312件	318件
	実設置者数	4人	4人	4人	4人	4人	4人
② 手話通訳者設置事業	実利用件数	2,179件	2,248件	2,384件	2,407件	2,431件	2,455件
(7) 日常生活用具給付等事業							
① 介護・訓練支援用具	給付件数	9件	15件	20件	22件	25件	27件
② 自立生活支援用具	給付件数	75件	42件	51件	51件	51件	51件
③ 在宅療養等支援用具	給付件数	37件	56件	55件	55件	55件	55件
④ 情報・意思疎通支援用具	給付件数	60件	48件	52件	53件	53件	53件
⑤ 排泄管理支援用具	給付件数	7,330件	7,604件	7,872件	8,108件	8,270件	8,435件
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数	15件	3件	3件	3件	3件	3件
(8) 手話奉仕員養成研修事業	実利用者数	14人	11人	29人	30人	30人	30人
(9) 移動支援事業	実利用者数	36人	41人	46人	49人	52人	55人
	延べ利用時間数	897時間	923時間	1,192時間	1,225時間	1,300時間	1,375時間

第3部 サービス提供の目標および見込み

事業名		第4期計画期間の実績			第5期計画期間の見込み		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
(10) 地域活動支援センター ※下段の数値は他市町村に所在する地域活動支援センターの利用分	実施箇所数	6か所	6か所	5か所	6か所	6か所	6か所
		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	実利用者数	159人	177人	114人	125人	126人	127人
		2人	2人	2人	2人	2人	2人
(11) 障害児等療育支援事業	実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業							
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	実利用件数	—	9人	7人	8人	8人	8人
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	実設置者数	—	—	—	—	—	2人
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業							
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	13人	7人	7人	7人	7人	7人
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	実設置者数	—	—	—	—	—	—
(14) 任意事業							
①【日常生活支援】福祉ホーム事業	実施箇所数	—	—	—	—	—	—
	実利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
②【日常生活支援】訪問入浴サービス事業	実利用者数	6人	7人	7人	8人	9人	10人
③【日常生活支援】日中一時支援事業							
ア 放課後支援型	実施箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	実利用者数	18人	19人	19人	19人	19人	19人
イ 短期入所型	実施箇所数	14か所	14か所	14か所	15か所	15か所	15か所
	実利用者数	136人	134人	147人	147人	147人	147人
④【社会参加支援】							
ア スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 上段：スポーツ教室 下段：スポーツ大会	開催数	1教室	1教室	1教室	1教室	1教室	1教室
		1大会	1大会	1大会	1大会	1大会	1大会
	実参加者数	20人	20人	20人	20人	20人	20人
		42人	43人	36人	40人	40人	40人
イ 文化芸術活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

事業名			第4期計画期間の実績			第5期計画期間の見込み		
			27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
ウ 点字・声の広報等発行事業 上段：点字広報 下段：声の広報	対象者数	42人	41人	44人	44人	44人	44人	
		58人	57人	59人	59人	59人	59人	
エ 自動車運転免許取得助成事業	助成件数	4件	8件	8件	秋田市単独事業に移行			
オ 自動車改造助成事業	助成件数	7件	5件	6件	秋田市単独事業に移行			

### 3 各事業の見込量確保のための方策

事業名	見込量確保のための方策
(1) 理解促進研修・啓発事業	障がい者週間などの機会や公共媒体を活用し、理解促進・啓発に努めます。
(2) 自発的活動支援事業	事業の周知・PR活動を行うとともに、「障がい者に対する理解の深化」「社会的障壁の除去」「地域の居場所づくり」等に向けた自発的な活動の普及・啓発を行います。
(3) 相談支援事業	
① 障害者相談支援事業	既存の相談支援事業所の充実を図るとともに、複雑かつ多様化している相談業務に対応できるための人材育成に努めます。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務を行う基幹相談支援センターの設置を目指します。
② 市町村相談支援機能強化事業	複雑かつ多様化している相談業務に対応できるための人材育成に努めます。
③ 住宅入居等支援事業	相談支援事業と一体的に対応していきます。
(4) 成年後見制度利用支援事業	制度の周知に引き続き努めるとともに、制度利用が必要なケースには、速やかに対応します。
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	高齢者福祉部門と連携を図り、事業の在り方について検討を進めていきます。
(6) 意思疎通支援事業	
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	登録の手話通訳者・要約筆記者の増員に努め、利用者のニーズに対応できるようにします。
② 手話通訳者設置事業	関係機関との連携を図り、継続した手話通訳者の確保に努めます。
(7) 日常生活用具給付等事業	現在の実施体制を継続し、利用者から申請があった際には、円滑な給付に努めます。
(8) 手話奉仕員養成研修事業	研修指導員の養成に努め、質の高い研修の実施を継続します。

事業名	見込量確保のための方策
(9) 移動支援事業	既存のサービス提供事業所により対応していきます。また、利用者のニーズ等の把握に努め、支援体制の充実に努めます。
(10) 地域活動支援センター	現在の実施体制を基本として、事業の充実に努めます。なお、安定した運営のために機能強化事業の対象となるよう支援していきます。また、他市町村に所在する地域活動支援センターを利用する秋田市出身の障がい者*がいる場合、支援をしていきます。 ※本市の居住地特例で、市外の障がい者施設等に入所している方
(11) 障害児等療育支援事業	現在の実施体制を継続していきます。
(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	研修開催の周知を図るとともに、実効性のある知識・能力を習得するために、秋田県と連携しながら研修内容の充実に努めます。
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	盲ろう者の支援のあり方についての深い理解が必要となることから、研修のあり方について、今後、県も交えて検討していきます。
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	養成研修を実施し、通訳者等の派遣体制の確保に努めます。
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者の支援のあり方についての深い理解が必要となることから、研修のあり方について、今後、県も交えて検討していきます。
(14) 任意事業	
①【日常生活支援】福祉ホーム事業	現在市内には実施事業所はありませんが、本市出身の入居者が、他市で福祉ホームを利用する場合*には、運営費補助を実施してまいります。 ※本市の居住地特例で、市外の障がい者施設等に入所している方
②【日常生活支援】訪問入浴サービス事業	現在の実施体制を継続していきます。
③【日常生活支援】日中一時支援事業	
ア 放課後支援型	希望者全員が利用することができるよう事業所および実施場所の確保に努めます。
イ 短期入所型	現行の実施事業所を確保していくとともに、利用者のニーズに応じた柔軟な対応に努めます。



事業名	見込量確保のための方策
④【社会参加支援】	
ア スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	幅広い世代の参加者増加のために、開催内容を検討するとともに、周知に努めます。
イ 文化芸術活動振興	障がいのある方の芸術・文化活動を振興するため、障害のある方が制作した作品の展覧会を開催するなど、より多くの方の目に触れる機会を確保し、障がい者の社会参加の機運を高めるなどの必要な支援を行います。
ウ 点字・声の広報等発行事業	対象者の固定化が見られるため、適切な情報提供の方法を検討します。

## 5 施設整備の推進に関すること

障がい者が日常生活や社会生活を営む上で必要な各種の福祉サービスは、各サービス種別に応じた施設や事業所により提供されています。障がい者を対象としたサービスの多様化や利用希望者の増加等により、地域での利用ニーズを概ね満たしているサービスもあれば、供給量が不足している又は不足が見込まれるサービスもあります。地域のニーズにあった計画的な施設や事業所の整備が求められています。

各種サービスを提供する施設や事業所の整備にあたっては、各種サービスのニーズと供給量の把握に努めながら、将来的な動向予測等を踏まえて、特定のサービスへの偏りの防止や地域間での立地バランスの確保、地域社会での共生等に留意するものとします。

また、民間事業者による独力での整備が見込まれるサービス種別のものについては、民間主体での整備を優先し、地域に必要とされながら民間単独での整備が難しいものについては、市が秋田市障がい福祉計画等に基づき、必要に応じて支援を行うことにより、計画的な施設や事業所の整備を図っていきます。

## 第4部

# 障がい福祉施策の展開（施策体系）

- 1 障がい福祉の施策体系
- 2 施策の展開について
- 第1章 権利の擁護の推進
- 第2章 情報提供と意思疎通支援の充実
- 第3章 地域生活支援の充実
- 第4章 自立と社会参加の促進
- 第5章 生活環境の充実

# 1 障がい福祉の施策体系

## 第1章 権利の擁護の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・140

第1節	障がいを理由とする差別の解消の推進・・・・・・・・・・・・	140
1	障がいに対する理解に向けた啓発活動・・・・・・・・・・・・	140
2	障がいを理由とする差別の解消の推進・・・・・・・・・・・・	140
3	障がい者差別解消支援地域協議会の設置・・・・・・・・・・・・	141
4	障がい者差別解消調整委員会の設置・・・・・・・・・・・・	142
第2節	権利擁護と虐待防止対策の推進・・・・・・・・・・・・	142
1	成年後見制度等による権利擁護の推進・・・・・・・・・・・・	142
2	虐待防止対策の体制整備・・・・・・・・・・・・	143
第3節	意思決定支援の推進・・・・・・・・・・・・	144
1	障がい者の自己決定の尊重・・・・・・・・・・・・	144
2	意思決定支援の充実・・・・・・・・・・・・	145
第4節	相互理解の促進・・・・・・・・・・・・	145
1	広報・啓発活動の推進・・・・・・・・・・・・	145
2	地域での交流の機会の確保・・・・・・・・・・・・	146

## 第2章 情報提供と意思疎通支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・147

第1節	障がいのある方に配慮した情報の提供・・・・・・・・・・・・	147
1	障がい特性に配慮した情報提供体制の確保・・・・・・・・・・・・	147
2	障がいのある方が情報を取得できる環境の充実・・・・・・・・・・・・	147
第2節	意思疎通支援の充実・・・・・・・・・・・・	148
1	意思疎通支援体制の充実・・・・・・・・・・・・	148
2	意思疎通支援者の養成と技術の向上の推進・・・・・・・・・・・・	149

## 第3章 地域生活支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・150

第1節	相談支援の強化・・・・・・・・・・・・	150
1	相談支援体制の強化・・・・・・・・・・・・	150
2	多様化・複雑化する相談支援への体制整備・・・・・・・・・・・・	151
3	障がい者総合支援協議会の機能強化・・・・・・・・・・・・	151
第2節	ライフステージに合わせた支援の充実・・・・・・・・・・・・	152
1	障がい児の早期発見および支援の充実・・・・・・・・・・・・	152
2	障がい者への支援の充実・・・・・・・・・・・・	153

3	高齢障がい者への支援の充実	154
4	孤立死防止への対応強化	154
第3節	障がい特性に応じた支援の充実	155
1	身体障がい者への支援の充実	155
2	知的障がい者への支援の充実	156
3	精神障がい者への支援の充実	156
4	その他の障がい者への支援の充実	157
第4節	サービス提供体制の整備	158
1	障害福祉サービスの提供体制の整備	158
2	地域生活支援事業の提供体制の整備	159
3	サービスの質の向上を目指した管理指導体制の整備	159
4	専門性を兼ね備えた人材の育成	160
5	ボランティアの活動支援体制の整備	161
第5節	保健・医療との連携	161
1	健康診査・健康相談の促進	161
2	医療機関への受診の支援	162
3	心の健康づくりの強化	163
<b>第4章</b>	<b>自立と社会参加の促進</b>	<b>164</b>
第1節	移動にかかる支援体制の充実	164
1	移動にかかる支援体制の充実	164
第2節	就労支援体制の充実	165
1	障がい者の雇用の促進	165
2	就労の場の確保	166
3	多様な就労ニーズへの対応	167
4	職場実習等の受入れ体制の強化	167
第3節	スポーツ・文化芸術活動への支援	168
1	障がい者のスポーツ活動への支援強化	168
2	文化・芸術活動への支援強化	169
第4節	障がい者の自発的な社会活動への支援	170
1	自発的活動の推進	170
2	社会的活動への支援強化	170
<b>第5章</b>	<b>生活環境の充実</b>	<b>172</b>
第1節	バリアフリーとユニバーサルデザインの普及促進	172
1	バリアフリーとユニバーサルデザインの啓発活動	172
2	公共施設等のバリアフリーとユニバーサルデザインの推進	172
3	心のバリアフリーの推進	173

第2節	冬期間の対応強化	174
1	雪寄せ支援の充実	174
2	冬期間の安全な移動手段の確保	174
第3節	災害対応の強化	175
1	災害対策の推進	175
2	災害時の避難支援体制の整備	176
3	災害時の福祉・医療サービス提供体制の整備	177

## 2 施策の展開について

第4部では、基本理念の実現に向けた本市における障がい福祉の取組を示します。障がい福祉施策や関連事業は多岐にわたることから、その性質に着目し、5つの章と18の節、50の項目に区分し、項目ごとに【現状と課題】【施策の方向】【取組の目標】【市の主な取組・事業】【他の主体による取組・事業例】を次の記述方法により、簡潔に示します。

今後、プランの進行管理のため定期的に検証と見直しを行うことから、記載の個々の取組や事業等について、内容が変わったり新規事業が加わったりすることがあります。

### 【現状と課題】

各項目における本市の現状を踏まえての取り組むべき課題とその必要性等について記しています。

### 【施策の方向】

課題解決に向けた、本市における障がい福祉施策の進むべき方向性について記しています。

### 【取組の目標】

上記で示した方向性にしたがって具体的な取組を進めていく上での目標とする指標や数値、新たに取り組む事業等を記しています。

### 【市の主な取組・事業】

本市が既に行っている主な取組や事業を掲載予定  
※現在調整中

### 【他の主体による取組・事業例】

本市以外の機関や企業・団体等が実施している障がい福祉の向上に向けた取組や事業の例を掲載予定  
※現在調整中

## 第1章 権利の擁護の推進

### 第1節 障がいを理由とする差別の解消の推進

#### 1 障がいに対する理解に向けた啓発活動

##### 【現状と課題】

本市では、市民一人ひとりが障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが人格と個性を尊重し、ともに支え合いながら暮らすことができる社会の実現を目指しています。

この理念を実現するためには、障がいや障がいのある方に対する理解を深めるための啓発活動を推進する必要があります。

##### 【施策の方向】

■広報あきたやインターネット等の公共媒体を活用し、障がいのある方の活動や取組を広く紹介するなど、障がいや障がいのある方に対する正しい知識と理解の普及に努めます。

##### 【取組の目標】

■障がい者関係団体と協力し、広報あきたやインターネット等へ掲載する障がい者福祉関連記事の内容の充実を図ります。

■障がい者団体自らが行う集会や講演会等の開催について広く周知します。

##### 【市の主な取組・事業】

##### 【他の主体による取組・事業例】

#### 2 障がいを理由とする差別の解消の推進

##### 【現状と課題】

障がいのある方は、障がいに対する周囲の理解不足や誤解、偏見により障がいを理由に不利益な取扱いを受けたり、障がいに対する配慮が十分でないために、日常生活や社会生活の様々な場面において制限を受けることがあります。



障がいのある方が受ける制限を市民一人ひとりの問題として捉え、市、事業者および市民が協力して問題解決に取り組んでいく必要があります。

#### 【施策の方向】

- 障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合い共生する社会の実現を目指し、障がいを理由とする差別の解消および共生する社会の実現に向けた基本となる施策を総合的に推進します。
- 「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する秋田市職員対応要領」に沿って、障がいのある方に対して適切に行動するよう市職員への周知啓発に努めます。

#### 【取組の目標】

- 「秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に基づき、障がいを理由とする差別の解消および共生する社会の実現に向けた基本となる施策を総合的に推進します。
- 市職員に対して「不当な差別的取扱いの禁止」および「合理的配慮」等、障がいを理由とする差別の解消について周知啓発を図ります。

#### 【市の主な取組・事業】

#### 【他の主体による取組・事業例】

### 3 障がい者差別解消支援地域協議会の設置

#### 【現状と課題】

障がいを理由とする差別の解消を効果的に推進するには、身近な地域において、障がい者差別を解消する取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとしての機能が必要です。

#### 【施策の方向】

- 地域における様々な関係機関によって、障がいを理由とする差別に関する相談事例の情報等を共有するネットワークを組織し、障がいを理由とする差別の解消の推進に資する体制を整備します。

#### 【取組の目標】

- 障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、「秋田市障がい者差別解消支援地域協議会」を設置し、障がいのある方の相談および当

該相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行います。

**【市の主な取組・事業】**

**【他の主体による取組・事業例】**

## 4 障がい者差別解消調整委員会の設置

**【現状と課題】**

障がいのある方や当該障がいのある方の家族その他の関係者又は事業者から障がいを理由とする差別に関する相談を受け、相談解決に必要な支援等を行っても相談事案が解決されないときは、市長に対し、当該相談事案を解決するために必要な助言又はあっせんについての申立てをすることができます。

ただし、当該相談事案が障がいを理由とする差別的取扱いに該当するかの判断が困難な場合には、助言又はあっせんを行うことの適否についての審議を行う場が必要となります。

**【施策の方向】**

■市長が助言又はあっせんを行うにあたっては、専門家等から申立てに対して助言又はあっせんを行うことの適否について意見を聴く体制を整備する必要があります。

**【取組の目標】**

■市長の諮問機関として、学識経験を有する者等により構成する「秋田市障がい者差別解消調整委員会」を設置し、助言又はあっせんを行うことの適否について審議を行います。

**【市の主な取組・事業】**

**【他の主体による取組・事業例】**

## 第2節 権利擁護と虐待防止対策の推進

### 1 成年後見制度等による権利擁護の推進

**【現状と課題】**

財産の管理や契約締結等の法律的な行為が困難な障がい者の権利を守るため、成年後見制度をより身近なものとして活用しやすくしていく必要があります。

**【施策の方向】**

- 成年後見制度が適切に利用されるようにするため利用方法等の周知を図ります。
- 秋田市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の周知を図るとともに、制度の利用に対する助言や手続きに対する支援の充実を進めます。

**【取組の目標】**

- 成年後見制度や関連する事業について、秋田市ホームページへの掲載やパンフレットの配布による広報活動を継続します。
- 市長申立が必要なケースについては速やかに対応します。

**【市の主な取組・事業】**

**【他の主体による取組・事業例】**

## 2 虐待防止対策の体制整備

**【現状と課題】**

障がい者虐待は人権を著しく侵害し、障がいのある方の尊厳を冒すものであり、あってはならない行為です。

障がい者虐待防止に関する普及啓発を進めるとともに、虐待の早期発見・早期対応を図るため、相談支援事業所等の関係機関との連携体制の整備や支援体制の強化が必要です。

**【施策の方向】**

- 障がい者の虐待に関わる通報や届出、支援等の相談を受付ける「秋田市障がい者虐待防止センター」を効果的に運営できるよう対応体制の整備等を進めていきます。
- 個々の障がい者虐待事案に対してすみやかに対応できるようにするため、相談支援事業所等の関係機関との連携体制の整備を図るとともに、障がい者虐待防止のための普及啓発に努めます。

**【取組の目標】**

- 障がい者虐待通報に対して迅速かつ効率的に対応できる秋田市障がい者虐待防止セ

ンター通報受付体制を整備します。

- 秋田市総合支援協議会において、障がい者虐待の早期発見につながる取組について検討します。
- 障がい者に対する経済的虐待を防止するための有効な手段である「成年後見制度」を掲載したパンフレットを、障がい福祉関係の事業所に配布します。
- 民生委員・児童委員を対象とする研修や地区社会福祉協議会が開催する研修会等で障がい者虐待に関する制度の説明を行います。

#### 【市の主な取組・事業】

#### 【他の主体による取組・事業例】

### 第3節 意思決定支援の推進

## 1 障がい者の自己決定の尊重

#### 【現状と課題】

障がいのある方を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会参加する主体として捉え、障害福祉サービスやその他の支援を利用するにあたっては、可能な限り本人自ら意思決定できるよう支援する必要があります。

ただし、自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、家族や関係者が集まって、本人に関する情報を把握し、根拠を明確にしながら本人の意思を推定する必要があります。

#### 【施策の方向】

- 障がいのある方自らの意思に基づき日常生活や社会生活を営むことができるよう必要な支援を推進します。

#### 【取組の目標】

- 障がいのある方本人の自己決定を尊重する観点から、障がいのある方が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施などによる意思決定の支援に努めます。

#### 【市の主な取組・事業】

#### 【他の主体による取組・事業例】

## 2 意思決定支援の充実

### 【現状と課題】

日常生活や社会生活等において、障がい者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障害福祉サービス事業所等が障がい者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な対応を実施できるよう体制を整備する必要があります。

### 【施策の方向】

- 自立した日常生活および社会生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように関係機関と調整を図る等、体制の整備に努めます。
- 障がいのある方が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

### 【取組の目標】

■在宅で生活している意思疎通が困難な重度障がい者が入院する際、本人の意思を医療従事者に伝えることができるよう意思疎通支援者の派遣について支援を行います。

### 【市の主な取組・事業】

### 【他の主体による取組・事業例】

## 第4節 相互理解の促進

### 1 広報・啓発活動の推進

#### 【現状と課題】

障がいの有無によって分け隔てられることなく、市民一人ひとりが互いに人格および個性を尊重し、相互に理解を深め、支え合いながら暮らすことができる社会の実現に向けて、障がいや障がいのある方に対する情報が、広く市民に正確かつ迅速に伝わる必要があります。

そのためには、様々な手法によって、障がいに対する正しい知識と理解を深めるための普及啓発活動を行っていく必要があります。

#### 【施策の方向】

- 広報あきたやインターネット等の公共媒体を活用し、障がいのある方の活動や取組

を広く紹介するなどし、障がいに対する正しい知識と理解の普及に努めます。

**【取組の目標】**

- 広報あきたへの障がい福祉関連記事を掲載する件数を増やします（28年度の実績で58件でしたが、35年度では70件以上の掲載とします）。
- 障がいおよび障がいのある方に対する理解を深めるための説明会を行います。

**【市の主な取組・事業】**

**【他の主体による取組・事業例】**

## 2 地域での交流の機会の確保

**【現状と課題】**

市民の間に広く障がい福祉についての理解と関心を深め、障がいのある方が社会参加しやすい環境を整えるとともに、障がいのある方が、社会、経済、文化等、あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高める必要があります。

また、子どもたちが、福祉施設での体験活動や障がいのある方との交流を通して、福祉の現状を理解するなど、障がい福祉に対する理解と関心を深める福祉教育を進める必要があります。

**【施策の方向】**

- 障がい者団体および福祉施設が行う地域活動をはじめ、各種事業の充実を図り、参加を支援します。
- 障がいのある方の社会参加の促進に向けて、市民と関係団体との交流の場を提供するよう努めます。
- 地域の福祉施設等を活用しながら、子どもたちが障がいのある方と積極的に関わろうとする意欲や態度を育む福祉教育の推進に努めます。

**【取組の目標】**

- 障がい者団体が主催する講演会やイベント等の自主的な運営を支援します。
- 福祉教育の推進のため、特別支援学級の児童生徒と通常学級の児童生徒の交流を実施します。

**【市の主な取組・事業】**

**【他の主体による取組・事業例】**

## 第2章 情報提供と意思疎通支援の充実

### 第1節 障がいのある方に配慮した情報の提供

#### 1 障がい特性に配慮した情報提供体制の確保

##### 【現状と課題】

障がいのある方に対する情報提供については、これまでも必要な情報を分かりやすく整理しながら、様々な手法を用いて行われてきましたが、障がい特性に配慮した伝達手段を用いる等の工夫を凝らし、障がいのある方にとって必要な情報が正確かつ迅速に伝わるよう、情報提供手段の一層の充実を図っていく必要があります。

##### 【施策の方向】

- 障がいのある方に関係する制度やサービスの利用方法等の有益な情報を、広報あきたやインターネット等の公共媒体を活用して提供します。
- 広報あきたの点字版・音訳版である「点字広報」、「声の広報」の発行や、市政テレビ番組に手話通訳者を付けて放送するなど、障がい特性に配慮した情報提供に努めます。
- ICT機器の活用等による様々な情報提供体制の確保について研究していきます。

##### 【取組の目標】

- 「声の広報」や「点字広報」については、これまで年間24回発行しており、この発行回数を継続します。
- 障がいにより情報の取得や伝達に困難を生じる方に、ICT機器の活用等により情報提供方法の充実を図ります。

##### 【市の主な取組・事業】

##### 【他の主体による取組・事業例】

#### 2 障がいのある方が情報を取得できる環境の充実

##### 【現状と課題】

音声や文字をそのままでは受け取りにくい障がいのある方の多くは、必要な情報の

取得を思うようにできないために不安を抱えて生活しているのが現状です。

障がいのある方が安心して生活を送るためには、障がいのある方が容易に情報を取得することができるよう環境を整備する必要があります。

**【施策の方向】**

■障がいのある方が情報をすみやかに取得できるよう、手話を含む言語、文字の表示、示、筆記、点字、平易な表現その他の障がい特性に配慮した手段等による情報の提供を行うよう努めます。

**【取組の目標】**

■障がいのある方の利用しやすさに配慮した行政情報の提供を研究します。

**【市の主な取組・事業】**

**【他の主体による取組・事業例】**

## 第2節 意思疎通支援の充実

### 1 意思疎通支援体制の充実

**【現状と課題】**

音声や文字をそのままでは受け取りにくい障がいのある方、意思疎通や情報の収集・伝達等に大きなハンディがあることから、手話を含む言語、文字の表示、筆記、点字、平易な表現その他障がいの特性に配慮した手段等による支援の必要があります。

**【施策の方向】**

■障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、情報保障に努めるとともに、障がい者関係団体による情報支援活動を促進する等により、意思疎通支援の充実に努めます。

**【取組の目標】**

■障がいにより情報の伝達が困難な方に対してICT機器を活用する等、意思疎通支援体制の充実に努めます。

■手話通訳者等の意思疎通支援者の派遣体制の整備等を進めます。

■市の福祉業務従事職員が簡単な手話でのあいさつ等を身につけることができるよ



- う、動画等を利用した市職員向けの研修を開催します。
- ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発に努めます。

**【市の主な取組・事業】**

**【他の主体による取組・事業例】**

## 2 意思疎通支援者の養成と技術の向上の推進

**【現状と課題】**

視覚や聴覚などに障がいのある方が、地域で安心して生活できるよう意思疎通支援を行う人材の育成および技術の向上のため必要な支援に努めていく必要があります。

**【施策の方向】**

- 手話通訳その他の方法により障がいのある方の意思疎通を支援する者の養成および技術の向上のため、必要な支援に努めます。

**【取組の目標】**

- 手話奉仕員および要約筆記者の養成や意思疎通支援者のスキルアップ方法等の改善・充実について、当事者関係団体等を交えて検討する場を作ります。
- 要約筆記者登録者の増加を図るため、要約筆記者養成研修の充実に努めます。

**【市の主な取組・事業】**

**【他の主体による取組・事業例】**

## 第3章 地域生活支援の充実

### 第1節 相談支援の強化

#### 1 相談支援体制の強化

##### 【現状と課題】

障がい福祉サービスについての相談は、市や市が委託している相談支援事業者（身体・知的・精神ごとに1か所）が主に行っています。委託相談支援事業者には、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的知識や技術を持った方が常勤で配置されており、様々な障がい福祉のサービスについての情報提供をはじめ、利用相談や関係機関との調整、障害福祉サービス利用時の代行業務等を行っています。

障がい者を取り巻く最近の状況を見ますと、障がいのある方自身や家族の高齢化、障がいの重度化・重複化や地域移行に向けた動きの活発化等、多様化する課題やニーズに対応するため、相談支援体制を強化する必要があります。

##### 【施策の方向】

- 障がいのある方やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障がい福祉サービスの利用支援、虐待防止のため関係機関との調整等を的確に行える体制を整備するとともに、専門的知識と技術を兼ね備えた人材の育成に努めます。
- 障がいのある方の誰もが平等なサービスを受けられることができるように、指定相談支援事業者の平準化を図るとともに、地域移行支援や地域定着支援といった地域相談支援体制の強化に努めます。

##### 【取組の目標】

- 障がいのある方の生活を支援するため、適切な相談支援が実施できる体制整備を図り、障がいのある方のニーズに対応した支援を強化します。
- 計画期間内にサービス等利用計画が作成され、適正に運用していけるような指定特定相談支援事業者の体制を整備します。

##### 【市の主な取組・事業】

##### 【他の主体による取組・事業例】

## 2 多様化・複雑化する相談支援への体制整備

### 【現状と課題】

地域包括支援センターや民生委員・児童委員、子ども未来センター等の各相談機関は、障がいのある方やその家族等からの多様化・複雑化する相談に関係機関と連携しながら、適切に対応していく必要があります。

### 【施策の方向】

- 地域包括支援センターの体制を充実するほか、民生委員・児童委員の活動を支援し、各相談機関等との連携を図ることで、障がいのある方の福祉サービスの水準が維持・向上されるような体制を整備します。

### 【取組の目標】

- ピアカウンセリングの質的向上を図るため、障がい者相談員を対象とした研修を年1回以上行います。
- 地域住民の身近な相談支援者である民生委員・児童委員を対象に、相談支援窓口の充実を図るための研修を年1回以上開催します。

### 【市の主な取組・事業】

### 【他の主体による取組・事業例】

## 3 障がい者総合支援協議会の機能強化

### 【現状と課題】

地域における障がいのある方の支援体制については、相談支援事業者だけでは解決できない問題もあることから、福祉、医療、教育、雇用等の関係機関が連携し、協議を行う場として秋田市障がい者総合支援協議会を設置しています。

また、秋田市障がい者総合支援協議会においては、委託相談支援事業者の運営評価として、毎年の業務報告と年間計画の内容についての協議も行っています。

### 【施策の方向】

- 障がいのある方が、その生活実態に沿って有効な障害福祉サービス等の支援を受けられるよう、福祉、医療、教育、雇用等の関係機関のさらなる連携体制の強化を図ります。
- 障がいのある方の地域生活を支援するため、相談支援事業を効果的に運営し、地域の課題解決に向けた役割を果たす秋田市障がい者総合支援協議会の活動の機能強化

を図ります。

**【取組の目標】**

- 秋田市障がい者総合支援協議会において、個別・緊急な地域課題に今まで以上に柔軟に対応できるような体制の整備を図ります。
- 秋田市障がい者総合支援協議会と地域の関係機関との情報共有が今まで以上に円滑に進むよう、インターネット等を活用した情報共有システム体制を整備します。

**【市の主な取組・事業】**

**【他の主体による取組・事業例】**

**第2節 ライフステージに合わせた支援の充実**

**1 障がい児の早期発見および支援の充実**

**【現状と課題】**

子どもの障がいの複雑化や保護者の生活様式の多様化等の現状をふまえ、障がい児一人ひとりの実情に合わせた支援の必要があります。

また、放課後や長期休みにおける居場所の確保等を行うことにより、障がい児の生活の充実や保護者の就労を支援することも大切です。

発達障がい等精神行動発達面の問題を疑われる児童は年々増加傾向にあり、障がいの疑いのある児童に対しては、乳幼児期に適切な治療や養育を行うことが障がいの軽減や基本的な生活能力の向上につながります。

このため福祉、保健、医療、教育等機関の連携を強化し障がいの早期発見と早期治療が必要となります。

**【施策の方向】**

- 障がい児やその保護者のニーズを把握し、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導や必要な支援に努めます。
- 将来の障がい児の自立や社会参加に備え、障がい児の生活力や社会性を養い、健全な育成を図るための支援に努めます。
- 障がい児が、必要なときに必要と認められるサービスを受けることができるようにサービス供給量の確保と質の向上に努めます。
- 乳幼児健診等で精神行動発達面の支援が必要とされた幼児に対しては、専門職による発達状況の評価に基づき、関係機関の連携により養育支援を行います。

- 3歳児健康診査後、保育所等の集団生活の中で表面化する発達障がい等精神行動発達面の問題を早期に発見し、就学に向けた継続支援を行います。
- 医療的ケア児を支援するため、関係機関で連携し、支援体制の強化を図ります。

#### 【取組の目標】

- 「秋田市障がい福祉計画」および「秋田市障がい児福祉計画」に定められた数値目標を達成します。  
※数値は「第3部 サービス提供の目標および見込み」を参照してください。
- 障がい児やその保護者が地域で安心して暮らすことができるよう、地域における支援機能の充実を図るほか、障がい児やその保護者が気軽に利用できる場所を整備し、家族同士の交流や子どもの遊びの場の提供を行います。
- 医療的ケア児支援のため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るよう協議の場を設置します。

#### 【市の主な取組・事業】

#### 【他の主体による取組・事業例】

## 2 障がい者への支援の充実

#### 【現状と課題】

障がいのある方が自立した生活を営むために、国、他の地方公共団体および関係機関と連携して障がいのある方を支援する体制づくりが必要となります。

障がいのある方は、心身の状態により、食事、排泄、外出等さまざまな生活支援を必要としますが、生活を支える方の高齢化等の問題もあり、地域全体で障がいのある方や、その家族を支援する体制の整備が課題になっています。

#### 【施策の方向】

- 国、他の地方公共団体および関係機関と連携しながら、それぞれの機能に応じた役割を分担し、地域で障がいのある方の生活を支えることができる体制の充実に努めます。
- 障がいのある方が、必要なときに必要と認められるサービスを受けることができるようにサービス供給量の確保と質の向上に努めます。

#### 【取組の目標】

- 「秋田市障がい福祉計画」および「秋田市障がい児福祉計画」に定められた数値目標を達成します。

※数値は「第3部 サービス提供の目標および見込み」を参照してください。

**【市の主な取組・事業】**

**【他の主体による取組・事業例】**

### 3 高齢障がい者への支援の充実

**【現状と課題】**

超高齢社会の到来により、本市の全障がい者における高齢者の占める割合も着実に大きくなってきています。

加齢に伴う日常的な支援を必要とする方も含め、支援を必要とする方は今後も増大していくものと考えられ、介護保険制度との連携も含めたサービス提供体制を整備していく必要があります。

**【施策の方向】**

- 地域で暮らす高齢障がい者を介護、福祉、保健、医療等、様々な面から総合的に支え、一人ひとりが生きがいを持って生き生きと住み慣れた地域の中で暮らせるよう、高齢障がい者の尊厳を守るとともに、地域の中で孤立しないよう、地域ぐるみの見守りと支援を行います。
- 進展する超高齢社会や社会情勢にも対応した施策を推進するよう努めます。
- 高齢障がい者が、必要なときに必要と認められるサービスを受けることができるようにサービス供給量の確保と質の向上に努めます。
- 介護保険サービスに加えて、障害福祉サービス等の利用が必要な場合には、関係機関で連携し、必要なサービスが受けられるよう体制の強化を図ります。

**【取組の目標】**

- 「秋田市障がい福祉計画」に定められた数値目標を達成します。
- ※数値は「第3部サービス提供の目標および見込み」を参照してください。

**【市の主な取組・事業】**

**【他の主体による取組・事業例】**

### 4 孤立死防止への対応強化

### 【現状と課題】

核家族化や高齢化、周囲との人間関係の希薄化等により、孤立死するケースが社会問題となっております。

特に障がいのある方は日常生活において孤立しがちであることから、対応策を講じていく必要があります。

### 【施策の方向】

■一人暮らし等の障がいのある方が、地域で孤立しないよう、「自助」「共助」「公助」の協働により、町内会等による地域ぐるみの見守りと支援を行います。

■障がいのある方の孤立死をゼロにするため、様々な機会を捉えて、その防止策を探っていきます。

### 【取組の目標】

■一人暮らし等の障がいのある方に対し、関係機関や地域住民等との連携により、月1回以上の声かけ活動や安否確認を行います。

### 【市の主な取組・事業】

### 【他の主体による取組・事業例】

## 第3節 障がい特性に応じた支援の充実

### 1 身体障がい者への支援の充実

#### 【現状と課題】

身体障がいには、肢体不自由や内臓疾患等、様々な種類があり、それぞれ異なった内容の支援が必要になります。

また、加齢によるものも含め身体障がい者の人数は増加し、障がいのある方の高齢化、障がいの重度化も進展していることなどもあり、これまで以上に支援体制の充実が必要です。

#### 【施策の方向】

■地域における社会参加と自立を促進するため、必要性和実効性を十分に見極めつつ、各関係機関と連携を図りながら、一人ひとりの生活環境や障がいの違いに応じて必要な支援を行います。

■国の施策や社会情勢等を注視しながら、必要な支援を適切に行います。

**【取組の目標】**

- 身体障がい者が、それぞれの障がいの種類に応じた必要とされるサービスを適切に受けられるよう支援します。

**【市の主な取組・事業】**

**【他の主体による取組・事業例】**

## 2 知的障がい者への支援の充実

**【現状と課題】**

国では、障がいのある方が施設入所から地域生活へ移行するための施策を推進しておりますが、実際に地域生活への移行に至るケースは多いとはいえ、入所者の高齢化と重度化が進んでおります。

加えて、障がいのある方自身や保護者の高齢化に伴う「親亡き後」の課題等、様々な課題を抱えていることから、十分な検討を行い必要な施策を進める必要があります。

**【施策の方向】**

- 地域における社会参加と自立を促進するため、必要性和実効性を十分に見極めつつ、各関係機関と連携を図りながら、一人ひとりの生活環境や障がいの違いに応じて必要な支援を行います。
- 国の施策や社会情勢等を注視しながら、必要な支援を適切に行います。

**【取組の目標】**

- 知的障がい者が、安心して日々の生活を送ることができるよう、グループホーム等の住まいの場の整備を促進します。
- 「親亡き後」の課題に対処できるよう、必要な施策の調査・研究を進めます。

**【市の主な取組・事業】**

**【他の主体による取組・事業例】**

## 3 精神障がい者への支援の充実

**【現状と課題】**



社会・経済情勢の変容等もあいまって、精神障がい者の人数は増加の一途をたどり、複雑化・多様化しています。

高次脳機能障害も含め、精神障がいにおいては、障がいの程度が一見して捉えにくかったり、状態がその時々で変化したりすることから、個々の状況を見極めた、きめ細かな対応が求められます。

また、個人の尊厳の尊重、自殺防止等、様々な課題について十分な検討を行い、必要な施策を行う必要があります。

#### 【施策の方向】

- 地域における社会参加と自立を促進するため、必要性和実効性を十分に見極めつつ、各関係機関と連携を図りながら、一人ひとりの生活環境や障がいの違いに応じて必要な支援を行います。
- 国の施策や社会情勢等を注視しながら、必要な支援を適切に行います。

#### 【取組の目標】

- 精神障がい者の地域移行や地域定着を進める施策を実施します。
- 精神疾患に対する理解を促進するための啓発活動を推進します。
- 市が中心となり、当事者や保健・医療・福祉等の様々な関係者が情報共有や連携体制を構築できるよう協議の場を設置します。

#### 【市の主な取組・事業】

#### 【他の主体による取組・事業例】

## 4 その他の障がい者への支援の充実

#### 【現状と課題】

難病患者等については症状や状態は様々であり、サービス提供にあたっては、該当する難病の治療法、薬剤の効果や副作用などに関する知識が重要となっております。

また、症状の変化などにより、重度な時と軽度な時で必要なサービスが異なる場合があり、利用したいサービス内容の聞き取りを十分に行う必要があります。

#### 【施策の方向】

- 国の施策や社会情勢等を注視しながら、制度の谷間で見逃される人がいないよう、各関係機関と連携を図りながら、必要な情報提供を行うとともに、必要性や実効性を十分に配慮した上で施策を推進します。

**【取組の目標】**

- 難病患者等の安定した療養生活の確保のため適切な支援を行います。

**【市の主な取組・事業】**

**【他の主体による取組・事業例】**

## 第4節 サービス提供体制の整備

### 1 障害福祉サービスの提供体制の整備

**【現状と課題】**

障がいのある方とその家族の高齢化が進んでいくなか、障がいのある方が住み慣れた地域においてできる限り自立した暮らしを持続させるためには、在宅での生活や日中の活動を支援する障がい福祉サービスを適切に提供していく必要があります。

また、重度かつ重複障がい児（者）や医療的ケアが求められる障がい児（者）に対応できる障害福祉サービス事業所は限られており、在宅で介護を担う家族の負担が大きいため、医療的ケアに対応できる障害福祉サービスの提供体制を整備していく必要があります。

**【施策の方向】**

- 障がいのある方とその家族が必要とする訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等障害福祉サービスに関するニーズの把握に努めながら、サービスの提供体制の整備等を支援します。
- 医療的ケアに対応可能な障害福祉サービス事業所の充実を図るため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関との情報交換を行い、連携体制を構築するよう推進します。

**【取組の目標】**

- 「秋田市障がい福祉計画」および「秋田市障がい児福祉計画」に定められた数値目標を達成します。  
※数値は「第3部 サービス提供の目標および見込み」を参照してください。
- 生活介護やグループホーム等、日中活動の場や住まいの場の整備を促進します。
- 「秋田市障がい者総合支援協議会」等の場を活用し、相談支援機関と連携して具体的な情報収集等を行い、医療的ケアに対応できる障害福祉サービスの提供体制を整備します。

**【市の主な取組・事業】**

**【他の主体による取組・事業例】**

## 2 地域生活支援事業の提供体制の整備

**【現状と課題】**

障がいのある方が、地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう障がいの特性や利用者の状況に応じて効率的・効果的に事業を実施するほか、障がいのある方の地域生活を包括的に支援する必要があります。

**【施策の方向】**

■障がいのある方が生きがいをもって自立した地域生活を送ることができるよう、日常生活における意思疎通や社会活動の促進を支援するほか、地域における生活を包括的に支援する地域生活支援拠点等の活用など、地域生活を支援する体制の充実に努めます。

**【取組の目標】**

■「秋田市障がい福祉計画」および「秋田市障がい児福祉計画」に定められた数値目標を達成します。

※数値は「第3部 サービス提供の目標および見込み」を参照してください。

**【市の主な取組・事業】**

**【他の主体による取組・事業例】**

## 3 サービスの質の向上を目指した管理指導体制の整備

**【現状と課題】**

本市では、指定障害福祉サービスの事業者等の指定等について、各サービス事業の人員、設備および運営に関する基準を定めているところですが、その基準が適正なものか随時検証を行う必要があります。

**【施策の方向】**

■障がいのある方が利用するサービスの質を維持し、向上を図るため、事業者への適

切な指導を行うとともに、基準が適正なものか必要に応じ検証を行い、障がいのある方の立場を考慮したサービスの提供に努めます。

**【取組の目標】**

- 事業者自らが提供するサービス内容の公表を促進します。
- 条例で定めたサービス事業の基準が適切なものであるかを必要に応じて検証し、見直します。
- 第三者による評価方法について研究します。
- 定期的な指導監査を実施し、その結果を公表します。

**【市の主な取組・事業】**

**【他の主体による取組・事業例】**

## 4 専門性を兼ね備えた人材の育成

**【現状と課題】**

障がいの特性に応じた多様な支援が求められるなか、意思疎通支援や障害福祉サービスを適切に提供する相談支援体制を充実させる必要があることから、地域生活支援事業や障害福祉サービス等の利用を支える人材の養成と確保を行う必要があります。

**【施策の方向】**

- 障がいのある方が地域での生活を送るうえで必要とする支援が充足されるよう、関係機関等との連携によって、障害福祉サービスの各事業や地域生活支援事業を支える様々な人材の養成と確保に努めます。

**【取組の目標】**

- 聴覚障がい者に対する手話奉仕員や要約筆記者の養成を行うとともに、派遣体制を整備します。
- 秋田市障がい者総合支援協議会の下部組織である相談支援部会等を活用しながら、相談支援専門員の質の向上を図ります。
- 適宜、障害福祉サービスの各事業や地域生活支援事業を支える人材の養成を推進する環境を整えていきます。

**【市の主な取組・事業】**

**【他の主体による取組・事業例】**

## 5 ボランティアの活動支援体制の整備

### 【現状と課題】

ボランティア活動は地域福祉の担い手として期待されており、障がい者施策の分野では、手話通訳、要約筆記、点訳・音訳奉仕、移送サービス等におけるボランティア活動は重要な役割を占めています。

本市においては、秋田市社会福祉協議会等と協力してボランティアの養成を図るとともに、情報の提供、講習会・研修会等のボランティア活動の活性化・安定化等について検討する必要があります。

### 【施策の方向】

- 地域住民、さらには障がいのある方自身やその家族もボランティア活動に気軽に参加できるよう、秋田市社会福祉協議会等と支援策について検討します。
- ボランティアやNPOが活発な活動を行える環境整備に努めます。

### 【取組の目標】

- ボランティアの活動を支援するため、必要な情報提供を行います。
- ボランティアの活動成果を可能な限り把握し、各種の表彰制度に対して推薦して、その功労に報います。

### 【市の主な取組・事業】

### 【他の主体による取組・事業例】

## 第5節 保健・医療との連携

### 1 健康診査・健康相談の促進

#### 【現状と課題】

食生活やライフスタイルの変化に伴い、健康に関する知識の普及啓発および疾病や障がいのある児童等および保護者に対する健康相談に対応する必要があります。

発達障がい等精神行動発達面の問題については、幼児期における早期発見および福祉、保健、医療、教育等関係機関の連携による継続的な支援が必要となります。

#### 【施策の方向】

- 疾病や障がいのある児童等および保護者に対しては、主治医との連携の下、健康管理に役立つ指導や助言を行います。
- 乳幼児健診等で精神行動発達面の支援が必要とされた幼児に対しては、専門職による発達状況の評価に基づき、関係機関の連携により養育支援を行います。
- 3歳児健康診査後、保育所等の集団生活の中で表面化する発達障がい等精神行動発達面の問題を早期に発見し、就学に向けた継続支援を行います。

#### 【取組の目標】

- 精神行動発達面の問題を早期に発見できるよう、乳幼児健康診査および事後指導事業の充実を図り、乳幼児の健やかな成長発達を促します。

#### 【市の主な取組・事業】

#### 【他の主体による取組・事業例】

## 2 医療機関への受診の支援

#### 【現状と課題】

自立支援医療には、障がいの種別ごとに、更生医療・育成医療・精神通院の三つの医療制度があり、対象となる疾患や年齢、指定医療機関等が異なります。

福祉医療費給付事業としては、重度心身障がい児（者）や高齢身体障がい者を受給対象者としており、医療費の自己負担分を助成しています。

福祉医療費給付事業に関しては、高齢化の進展や医療の高度化等により受給者数や事業費が年々増加傾向にあるなか、医療費の自己負担割合が引き上げられることが予想されており、将来における財源の確保や制度維持の方向性を確立していく必要があります。

難病患者等に関しても、医療の進歩や高齢化等が要因となり、また、対象疾患が拡大されていることもあり、特定医療費（指定難病）の受給者数が年々増加しています。

#### 【施策の方向】

- それぞれの制度において、対象となる方が適正な医療を受けられるよう、広報あきたやインターネット等を活用し、継続的な制度の周知に努めます。
- 福祉医療費給付事業に関しては、受給対象者への迅速かつ適切な助成を進めるとともに、将来に向け、財源確保に努めます。

#### 【取組の目標】

- 障がいのある方の生活の安定を図るため、医療費助成の施策を継続します。

**【市の主な取組・事業】**

**【他の主体による取組・事業例】**

### 3 心の健康づくりの強化

**【現状と課題】**

社会の複雑化に伴い、思春期からの引きこもり、うつ病患者の増加が社会問題化しており、その背景にある要因の把握に努めながら、関係機関と連携した個別の対応が求められています。

**【施策の方向】**

■悩みや不安を抱え込まず、気軽に相談し、解決の糸口を見つけられるよう、こころの健康に関する問題について、相談しやすい体制づくりと人材育成を進めます。

**【取組の目標】**

■こころの健康についての正しい知識の普及を進めるとともに、関係機関が連携し、相談に対するきめ細かな対応を継続します。

**【市の主な取組・事業】**

**【他の主体による取組・事業例】**

## 第4章 自立と社会参加の促進

### 第1節 移動にかかる支援体制の充実

#### 1 移動にかかる支援体制の充実

##### 【現状と課題】

障がいのある方は、様々な要因のために外出することに困難が伴い、外出が制約されることがあります。

こうした障がいのある方の外出にあたっての困難な面を解消し、気軽に外出できるように移動交通手段を確保するとともに、障がいの特性に応じた人的支援を行う必要があります。

##### 【施策の方向】

- 障がいのある方が外出するために必要とする人的支援等の施策を推進します。
- 障がいのある方が移動の手段を確保し、安全で快適に利用することができるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解および協力を得るよう努めます。

##### 【取組の目標】

- 徒歩、バス等の公共交通機関の利用又は自家用車の利用等様々な外出の手段に対応した施策を引き続き推進します。
- 必要に応じ、見直し等を行いながら、「障がい者バス無料化事業」および「通院移送費給付事業」を継続していきます。
- 移動支援および同行援護の福祉サービスについて、障がいのある方のニーズに的確に対応します。
- 盲導犬等を活用しやすい環境に整えます。

##### 【市の主な取組・事業】

##### 【他の主体による取組・事業例】



## 第2節 就労支援体制の充実

### 1 障がい者の雇用の促進

#### 【現状と課題】

障がいのある方がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として生活できる社会を実現するためには、就労による自立を進めることが重要となります。

「障害者の雇用の促進に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める障がいのある方の割合が法定雇用率以上になるように義務づけています。

障がいのある方の就労支援や雇用支援の拡充は、障がい福祉施策において非常に大きなポイントとなっており、就労継続支援事業所や地域活動支援センターでは、生産活動や創作的活動を行いながら、障がいのある方の就労や社会参加への支援を行っています。

また、障がいのある方が、就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した後、就労に伴う環境の変化によって遅刻や欠勤が増加するなど、生活面での課題が生じるケースがあります。

就労の継続を図るため、関係機関は障がいのある方との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、問題解決に向けての指導・助言等による支援体制づくりが必要となります。

#### 【施策の方向】

- 障害者法定雇用率の達成に向け、企業等に対する障がい者雇用の理解促進を図るとともに、関係機関が実施する企業に対する障がい者雇用の理解促進の取り組みを支援します。
- 在宅の障がいのある方の生産活動や創作的活動の場や地域との交流の場の確保に努めるとともに、障がいのある方の雇用の場を確保するため、障害者法定雇用率対象企業等に対する法令遵守の周知啓発等の取組を行います。
- 就労継続支援事業所や地域活動支援センターの生産活動や創作的活動の支援を継続します。
- 就労継続支援事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターなどの障害福祉サービス事業所等が、障がいのある方の多様な働き方の拠点として機能するよう支援します。
- 障害者就業・生活支援センターやハローワーク等の就労相談機関が行う就労支援活動の支援に努めます。

#### 【取組の目標】

- 市役所における障がいのある方の雇用にあたっては、各障がい種別に応じた配慮を強化しつつ、法定雇用率を超えるよう、計画的に雇用します。

- 広報あきたやインターネット等を活用し、市民全体に対し、障がいのある方の就労に関する情報を発信します。
- 障がいのある方の経済的自立に向けて、一般就労を進める取組を支援します。
- 障害者就労支援施設における安定的な作業を確保するなど、福祉的就労の工賃引き上げに向けた取組を支援します。
- 事業者や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向け必要とする取組を支援します。
- 障がいのある方が、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談、指導および助言等による支援体制の強化に努めます。

### 【市の主な取組・事業】

### 【他の主体による取組・事業例】

## 2 就労の場の確保

### 【現状と課題】

障がいのある方の就労にあたっては、様々な障壁が存在しています。

障がいのある方の社会的・経済的な自立を促進するため、働く意欲のある障がいのある方に対して、働きやすい環境づくりを進める必要があります。

また、在宅の障がいのある方の社会参加を進めていくためには、障がいのある方が生産活動や創作的活動を行うことのできる機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図る必要があります。

そのほか、障がいのある方が製作した製品等を公共施設で展示したり、市が主催する各種イベントの中で販売を行うなど、就労に向けた普及啓発活動を行う必要があります。

### 【施策の方向】

- 障がいのある方に対する生産活動や創作的活動の機会の提供や社会との交流促進等を行う地域活動支援センターの機能を強化します。
- 障害者就労支援施設の工賃水準向上や販路拡大を図るための体制を整備します。
- 障がいのある方が製作した製品を公共施設等に展示するなど、より多くの市民が見る機会を設けるとともに、市民の理解や関心を深めるため、広報あきたやインターネット等を活用した障がい者が製作した製品の普及啓発活動を行います。

### 【取組の目標】

- 障がい者雇用に積極的に取り組む事業所等を支援するため、「国等による障害者就

労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律」に基づき、市が行う物品等の調達において、障害者就労施設等からの積極的な調達に努めます。

- 障害者就労施設等で製作された製品の展示・紹介コーナーを市役所等に設置するほか、広報あきたやインターネット等に障害者就労施設に関する記事を掲載する等のPRを行い、製品の販路拡大を支援します。
- 工賃水準向上につながるための支援を行うため、障害者就労支援施設や地域活動支援センターで製作した製品等を公共施設等で販売できるような体制を検討します。

**【市の主な取組・事業】**

**【他の主体による取組・事業例】**

### 3 多様な就労ニーズへの対応

**【現状と課題】**

障がいのある方にとっては、「働く場所が見つからない」「働くことが不安」といったケース、また、休職、退職をして段階的に仕事を再開する手助けが求められる場合もあり、それぞれ必要とする支援が異なります。

各相談機関と連携を図りながら、障がい種別やその状況に応じて、適切な支援機関を紹介するとともに、障がいのある方にとって、実りのある対応をする必要があります。

**【施策の方向】**

- 障がいのある方に対して、就労に関する各相談機関を分かりやすく紹介するとともに、各相談機関の情報は、広報あきたや秋田市ホームページ、障がい者のためのくらしのしおり等を通じて分かりやすく発信します。

**【取組の目標】**

- 障がいのある方の能力や特性に応じた働き方を支援するため、障がいのある方のニーズを踏まえながら、雇用機会の拡大を図ります。

**【市の主な取組・事業】**

**【他の主体による取組・事業例】**

### 4 職場実習等の受入れ体制の強化

### 【現状と課題】

「就労移行支援」「就労継続支援」等の障害福祉サービスを行っていますが、就労移行支援の実施にあたっては、実際に職場で体験することが重要であり、公共施設等における実習や民間企業の理解を進める必要があります。

### 【施策の方向】

- 障がいのある方の一般就労を図るため、市が特別支援学校や就労移行支援事業所等の要望に応じて、市所管施設での職場実習の受け入れを継続します。
- 職場実習の様子等を広報あきたやインターネット等で紹介し、民間企業等における職場実習を促進します。
- 障害者就業・生活支援センターが、職場実習を実施する際の受入事業所募集のPR活動を民間企業等と協力することで、職場実習の受入事業所の拡大を図ります。

### 【取組の目標】

- 障がいのある方の職場実習を、市所管施設で率先して受け入れます。
- 民間企業における職場実習の開催が拡大されるよう、広報あきたやインターネット等を活用して職場実習の受け入れに向けた啓発活動を進めます。
- 民間企業に対して、障がい者雇用の周知啓発に努めます。

### 【市の主な取組・事業】

### 【他の主体による取組・事業例】

## 第3節 スポーツ・文化芸術活動への支援

### 1 障がい者のスポーツ活動への支援強化

#### 【現状と課題】

市民一人ひとりの年齢や体力に応じ、健康や生きがいを持って取り組めるよう、市民ニーズに応じた各種スポーツ教室やスポーツイベントを開催し、市民の健康づくりと運動の機会の提供に努めていますが、障がいのある方にも積極的に参加をしてもらい、スポーツ活動を通して生活の豊かさが向上するような取組が求められています。

また、障がいのある方がスポーツ活動に参加するにあたり、より安全に活動できる施設整備を推進していく必要があります。

**【施策の方向】**

- 障がいのある方がスポーツを通じて、体力増強や交流等を図ることができるよう、障がい者スポーツの普及に努めます。
- より多くの障がいのある方が、安心してスポーツに取り組めるよう環境整備や施設整備を検討します。

**【取組の目標】**

- 関係団体等と連携し、障がいのある方が参加しやすいスポーツ活動の充実を図るとともに、国や県など広域的な規模で開催される障がい者スポーツ大会への参加者の増加に向けた施策を研究します。

**【市の主な取組・事業】**

**【他の主体による取組・事業例】**

## 2 文化・芸術活動への支援強化

**【現状と課題】**

障がいのある方の参加できる文化・芸術行事を拡充するとともに、障がいのある方が芸術鑑賞をしたり、その人に合った創作活動等を楽しむ機会と、作品を発表する場の提供など、文化・芸術活動における支援の必要があります。

**【施策の方向】**

- 障がいのある方の文化・芸術活動へのニーズを把握し、主体的に取り組むことができるような機会を拡大するとともに、活動内容の充実を図ります。
- 障がい者アート活動支援事業については、年度ごとに活動内容を検証しながら必要な支援を適切に行います。

**【取組の目標】**

- 障がい者アート活動支援事業を含め、障がいのある方が製作した作品の展示会等の開催を支援します。

**【市の主な取組・事業】**

**【他の主体による取組・事業例】**

## 第4節 障がい者の自発的な社会活動への支援

### 1 自発的活動の推進

#### 【現状と課題】

障がいのある方一人ひとりが、個性や能力、経験を生かして生きがいのある充実した生活を送るためには、自発的に活動していくことが大切であり、そうした活動を支援していく必要があります。

#### 【施策の方向】

■障がいのある方同士が、互いに支え合うセルフヘルプグループや、同じ障がいのある方同士が集まり、お互いの苦しさや辛さを励まし合うピアカウンセリング等の取組を推進するなどし、自発的な活動に向けて、より一層の支援に努めます。

#### 【取組の目標】

■障がいのある方が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がいのある方やその家族、地域住民、関係団体等が自発的に行う活動を支援します。

#### 【市の主な取組・事業】

#### 【他の主体による取組・事業例】

### 2 社会的活動への支援強化

#### 【現状と課題】

障がいのある方の自立と社会参加を促進するには、障がいのある方やその家族が自立性や積極性を持ちながら、自ら地域に働きかけて社会的な活動に取り組んでいくことが重要となります。

#### 【施策の方向】

- 障がいのある方の自立を目指し、社会との交流機会を提供するとともに、関係機関との連携の下、障がいのある方やその家族の主体的な活動を支援するための相談体制やボランティア体制の強化に努めます。
- 障がいのある方の自立と社会参加を促進するため、障がい者団体等が行う各種行事や奉仕活動を支援します。

**【取組の目標】**

- 障がい者団体の自主的な事業の運営に協力します。
- 市民活動団体が企画する、障がいのある方の社会参加や交流を促進する取組を支援することで、障がいのある方の社会参加の機会と交流の場を確保します。

**【市の主な取組・事業】**

**【他の主体による取組・事業例】**

## 第5章 生活環境の充実

### 第1節 バリアフリーとユニバーサルデザインの普及促進

#### 1 バリアフリーとユニバーサルデザインの啓発活動

##### 【現状と課題】

障がいのある方が地域で安心して暮らしていくためには、多様なニーズを想定して建物等のバリアフリー化を推進するとともに、障がいのある方だけでなく、誰もが平等に社会参加し、自立できるためのまちづくりを進める必要があります。

##### 【施策の方向】

■障がいのある方の多様なニーズに対応しつつ、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づいたやさしいまちづくりを推進します。

##### 【取組の目標】

■バリアフリーとユニバーサルデザインの考え方の普及促進を図るため、広報あきたやインターネット等を活用した啓発活動を展開します。

##### 【市の主な取組・事業】

##### 【他の主体による取組・事業例】

#### 2 公共施設等のバリアフリーとユニバーサルデザインの推進

##### 【現状と課題】

現代社会では、急速な高齢化と少子化が同時進行し、かつて経験したことのない人口減少社会を迎えています。

こうした社会では、市民一人ひとりが自立し、社会活動の担い手として、それぞれの役割を果たすことが求められており、そのような状況において、障がいのある方の自立支援のため、公共施設等のバリアフリーとユニバーサルデザインを推進し、環境を整備する必要があります。

##### 【施策の方向】



- 「秋田市バリアフリー基本構想」に基づき、施設における移動が、円滑に行えるよう、公共交通事業者や公共施設管理者および関係行政機関等が参加する「秋田市バリアフリー協議会」において、事業の進捗管理を適正に進めていきます。
- 障がいのある方の居住の安定を確保するため、公営住宅の供給を図るとともに、障がいのある方向けの賃貸住宅の供給の検討を進めていきます。
- 市の公共施設の整備にはバリアフリーとユニバーサルデザインを推進します。
- 障がいのある方の駐車スペースを確保するとともに、適正に利用されるよう努めてまいります。

#### 【取組の目標】

- 市の公共施設等を新築・改築・建設するにあたっては、すべてバリアフリーとユニバーサルデザインに配慮します。
- 県が実施している「障害者等用駐車区画利用制度」の適正な利用について普及啓発を図ります。

#### 【市の主な取組・事業】

#### 【他の主体による取組・事業例】

### 3 心のバリアフリーの推進

#### 【現状と課題】

障がいに対する正しい知識を普及するための啓発・広報を行ってきていますが、依然として障がいおよび障がいのある方に対する周囲の理解不足や誤解、偏見といった心のバリアが存在しています。

こうしたことから、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが人格と個性を尊重し合える「心のバリアフリー」を進めていく必要があります。

#### 【施策の方向】

- 障がいおよび障がいのある方に対する市民の理解を深めるため、広報あきたやインターネット等においてバリアフリーの様々な取組を紹介することで、市民の知識や理解の啓発に努めます。
- 障がいのある方もない方も相互に理解を深めることができるよう、交流の機会の確保等に努めます。

#### 【取組の目標】

- 市民一人ひとりが、障がいのある方の立場に立った意識を醸成していくための取組を推進します。

**【市の主な取組・事業】**

**【他の主体による取組・事業例】**

## 第2節 冬期間の対応強化

### 1 雪寄せ支援の充実

**【現状と課題】**

冬期間における生活維持に欠かすことができない雪寄せ支援等、障がいのある方が地域で安心して暮らすことができる環境を整備する必要があります。

**【施策の方向】**

- 障がいのある方の安全・安心を守るため、冬期間の雪害による生活困難の緩和を図ります。
- 除雪ボランティアの活動を支援し、支え合いながら暮らすことができる社会の実現を目指します。

**【取組の目標】**

- 冬期間、障がいのある方が地域で安心して暮らすことができるよう、除雪ボランティア支援等の施策を引き続き推進するとともに、地域における助け合いの意識を醸成するための啓発活動を行います。

**【市の主な取組・事業】**

**【他の主体による取組・事業例】**

### 2 冬期間の安全な移動手段の確保

**【現状と課題】**

冬期間の外出にあたっては、積雪や路面の凍結、視界不良等によって様々な困難が伴う場合が多くあります。

障がいのある方の外出には、さらに様々な困難を伴う場面が多いことから、冬期間においても、安全に安心して外出できる移動手段を確保する必要があります。

**【施策の方向】**

■冬期間の障がいのある方の安全な移動を支援するとともに、移動支援サービスの充実に努めます。

**【取組の目標】**

■冬期間においても、障がいのある方が安全に外出ができるようにするため、移動支援に係る障害福祉サービス等の制度とその適切な利用方法について、周知を行います。

**【市の主な取組・事業】**

**【他の主体による取組・事業例】**

## 第3節 災害対応の強化

### 1 災害対策の推進

**【現状と課題】**

障がいのある方の多くは災害時に身を守る事への不安を抱いており、災害時の安否確認や避難誘導ができるよう、個別避難支援プランの作成や情報を共有する体制の整備を行っていく必要があります。

また、災害時に「自助」「共助」「公助」の役割分担を明確にして迅速な避難活動を行うことが必要不可欠となっています。

**【施策の方向】**

■障がいのある方が災害時に安全に避難できるよう、個別避難支援プラン作成や地域が行う避難支援体制づくりのサポートに努めます。

■災害時における、「自助」「共助」「公助」の役割分担を明確なものにしていきます。

**【取組の目標】**

■各障がいの手帳を交付する等の機会に避難支援対象者名簿登載の同意を得るよう努めます。

- 関係機関と協力して説明会を行うなどにより、地域における避難支援体制づくりをサポートします。
- 障がいのある方に、災害に対する障がい特性に応じた日頃の備えの重要性についての周知活動を行います。

**【市の主な取組・事業】**

**【他の主体による取組・事業例】**

## 2 災害時の避難支援体制の整備

**【現状と課題】**

障がいのある方は、災害情報を得るのが困難であったり、自力では避難できなかったりします。

また、避難生活においても、指定避難所での集団生活が困難であったり、介護や医薬品等の配慮が必要であったりする場合は考えられるため、障がいのある方に対応した支援体制が必要になります。

**【施策の方向】**

- 災害時における安否確認、災害情報の提供および障がい特性に応じた避難支援を行う体制の整備に努めます。
- 災害時要援護者への支援体制については、広報あきたやインターネット等を通じて、周知を図ります。

**【取組の目標】**

- 秋田市災害対策基本条例に基づき、地域で避難が円滑に行われる体制を整備するために必要な要援護者情報をそれぞれの地域に提供する体制づくりを進めます。
- 災害時における状況が、いち早く周知されるよう、登録制メール配信システム、市ホームページ、ツイッター、フェイスブックなどのICT機器の活用等や、各町内会の自主防災組織や民生委員を通じ、災害情報が速やかに伝達される体制整備を推進します。

**【市の主な取組・事業】**

**【他の主体による取組・事業例】**

### 3 災害時の福祉・医療サービス提供体制の整備

#### 【現状と課題】

災害発生時の避難場所として、小中学校のグラウンドや都市公園を指定（131か所）しているほか、避難施設として小中学校や地域センター、コミュニティセンター等を指定（147か所）していますが、障がいのある方が安心して避難生活を送れるよう、障がいの特性に配慮したスペースの確保と備蓄品が必要になります。

#### 【施策の方向】

- 関係機関と避難後の支援相談体制を協議し、避難後の福祉・医療サービスの継続を確保するための体制づくりを整えます。
- 避難施設として指定されている公共施設等の新築・改修に併せてバリアフリー化を進めるとともに、障がいのある方に配慮した車いすや簡易トイレ・ベッドの配備について、関係機関と連携を図り整備を進めます。

#### 【取組の目標】

- 障がいのある方が、避難後の指定避難所等で安心して避難生活を送ることができるよう、関係機関との協議により体制整備を進めます。
- 指定避難所での生活が困難な方が、身近な施設に避難できるよう、地域バランスを踏まえ、福祉避難所を開設できる体制を目指すとともに、継続的な医療・福祉サービスを必要とする方がスムーズに緊急入所・緊急入院できるような体制を整備します。

#### 【市の主な取組・事業】

#### 【他の主体による取組・事業例】

## 第5部 プラン推進の仕組み

- 1 プラン推進に向けて（連携と協力の推進）
- 2 プランの点検・評価・見直し

## 1 プラン推進に向けて(連携と協力の推進)

プラン推進のために、国、県、市等、行政による対応だけではなく、障がい者団体や福祉関係事業者、企業、地域、市民等、地域社会全体で、あらゆる方面からの支援を行っていきます。

またこれからは、積極的な社会参加に向けて、障がいのある方にも主体的な活動が求められます。そのためには、行政をはじめとした各関係機関が、障がいのある方のニーズや社会の変化を的確にとらえ、今まで以上に「連携・協力」「役割分担」を強化し、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障がいのある方の日常生活および社会生活を総合的に支援するための取組を進めていきます。



## 2 プランの点検・評価・見直し

プランの点検・評価については、「PDCAサイクル」に基づいて行います。継続的に計画の進捗状況を点検・評価することで、効果的にプランを推進するとともに、必要な見直しを行います。

また、財政状況や社会情勢の変化、法律改正等によっても、必要な見直しを行い、施策・事業の重点化を図ります。

### 1 評価の方法

毎年度、施策の展開で設定した【取組の目標】の進捗状況等を踏まえ、評価します。

### 2 推進体制

「秋田市社会福祉審議会障がい者専門分科会」および「秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会」において、毎年度、計画の評価を行います。

財政状況や社会情勢の変化、法律改正等に応じて、適宜計画の見直しを行います。

### 3 調査、情報の収集・提供

プランの進行管理や見直しが効果的かつ効率的に行われるよう、地域の状況調査や関連情報の収集に努めながら、わかりやすく情報を提供していきます。

